

〔一般論文〕

王世慶氏と日本統治期の台湾史研究

呉 文星 著・末武 美佐 訳

はじめに

第二次世界大戦終結直後、王世慶氏（一九二八～二〇一一年、以下王氏と表記）は台湾省通志館（のちに台湾省文献委員会に改組、今日の国史館台湾文献館）にて職を得、それをきっかけに台湾史研究の道を歩み始めた。長期にわたり論説、翻訳、書評、地方史編纂、公文書や史料の紹介、古文書や族譜の編纂などの研究活動を続け、その業績は百点あまりにのぼり、いずれも質の高いものであった¹。このように、王氏は卓越した業績で台湾史研究をリードしつづけた学界の権威である。二〇〇二年には台湾呉三連奨励基金会「人文社会科学奨歴史学類」を受賞、戦後台湾社会経済史研究の先駆者のひとりで、このほか、一次史料の蒐集と整理に尽力し、研究論文執筆と同等の極めて重要な貢献を果たした、との講評を受け、実力は公に証明されることとなった。主な研究成果は、『清代台湾社会経済』、『淡水河流域河港水運史』、『台湾史料論文集』等三点に集約されている²。換言すれば、王氏の学術界に対する貢献は、台湾史基本史料の蒐集及整理、台湾社会経済史研究の蓄積である。

こうした王氏の学術的貢献に関しては、これまで少なからぬ研究者が考察を試みてきた。例えば、二〇〇三年五月八日、中央研究院台湾史研究所籌備処が開催した学術シンポジウム「台湾社会経済史国際学術研討会—慶

祝王世慶先生七五華誕」において温振華が提出した論文「王世慶先生与清代台湾社会経済史研究」では、王氏の学術的関心は広範にわたり、多くの研究テーマの考察に先鞭をつけたと指摘した³。二〇一一年一月二日、中央研究院台湾史研究所と林本源中華文化教育基金会合同開催による学術シンポジウム「台湾研究在德國、記念王世慶先生研討会・二〇一一年林本源中華文化教育基金会年会」では、陳鴻図「終生の職志：王世慶先生の清代社会経済史研究」、何鳳嬌「王世慶先生与日治以後社会経済史之研究」、李季權「典型在夙昔：王世慶先生与古文書、族譜の蒐集与研究」、鍾淑敏「王世慶先生与総督府档案的研究利用」、許雪姬「王世慶先生与台湾地方志的纂修」等の報告がなされた。これらは、清末以降の台湾经济社会史研究における王氏の貢献を論じたものであったが、このうち何鳳嬌の論文は日本統治期以降の经济社会史関係論文を取り上げ、その特色として、日本統治期の行政文書に精通している点、庶民生活及び農村経済へ関心を寄せている点、史料が多岐にわたっている点、慎重・厳密な分析を展開している点などを指摘した⁴。また、二〇一二年に褚填正が発表した「王世慶与台湾拓殖株式会社的研究及発展」では、王氏の貢献として台湾拓殖株式会社文書（以下台拓文書と表記）の閲覧利用を一般開放したことをとりあげ、台拓文書の紹介と研究については王氏が先鞭をつけたこと、さらに、その他の研究者を導いたことで同文書を使った研究がなされるようになったことを論じた⁵。これらの報告では、一致して王氏が戦後において台湾史研究の風潮を作り出す極めて重要な役割を果たしたことを指摘している。

筆者も王氏のアドバイスと手助けのもと日本統治期の台湾史研究に足を踏み入れた⁶。振り返ってみると、王氏の著作を精読したり、時には直接示教を仰いだりすることにより、問題の視座、史料の解読、史実の解釈などの側面で、王氏から強い影響を受けてきたと気づかされた。本稿は、王氏の日本統治期の台湾研究に関し筆者が知っていることをまとめ、王氏をしのぶことを目的とする。

一、基本資料の整理と紹介

一九四九年二月、王氏は採訪員⁷として台湾通志館に着任し、以後、組員、編纂、組長などの職を歴任、『台湾省通志稿』の編纂と『台湾省通志』の整理事業に携わった。一九五三、一九五六、一九五八年には、台湾省政府、台湾省公売局（専売を所轄する機関）が台湾総督府文書（一三、八五五冊）、台湾総督府専売局公文類纂（七、七六二冊）、台湾拓殖株式会社文書（二、八二五冊）の管理保存を台湾省文献委員会（以下台湾省文献会・文献会と表記）に移管し（現在それを管理保存する国史館では、この三種を最も重要な資料だと見做している）、王氏は職務の関係上、それらの精査、整理を担当することとなった⁸。

一九六三年四月、王氏は台湾省文献会が保存している貴重資料が膨大な量であることを鑑み、閲覧利用者の範囲を、内部職員のみならず一般の研究者にまで拡大した。こうして台湾や海外の研究者及び一般利用者の閲覧がしだいに増加するにつれ、台湾省文献会は職員や設備の不足という問題を感じるようになった。王氏は文献会の研究会にて、「文献資料的整理と保存」（文献資料の整理と保存）という報告を行い、この中で、中華民国で成立した文献会、アメリカの歴史文献陳列館の組織と職務、日本統治期以降の台湾における文献管理保存機関の沿革について詳細に説明し、次のように提言を述べた。それはすなわち、「当会（文献会）は省公式の歴史を編纂するのみならず、ただちに文献資料の整理と保存、中華民国史関連史料の調査蒐集にも尽力すべきである。これらを成し遂げてこそ、当会は名実ともに権威ある文献機構となり、時間の経過にしたがってより一層発展していけよう。このほか、当会にとって目下の急務は、おそらく、適当な場所を探し広大なビルを建て、近代的な書庫、陳列館、研究室などを設置し、そこに当会所蔵の貴重な文献資料を陳列して台湾文献研究セン

ターとし、公に閲覧を開放するとともに、研究にも従事していくことだろう。当会は、こうしてはじめてその機能を高いレベルで発揮し、その責務を全うすることができよう」という内容であった⁹。つまり、当時の王氏は公務員に過ぎなかったが、研究者のような器の大きさや見識の広さを示し、省公式の歴史を編むために貴重な公文書や文献資料を所蔵していた文献会が、台湾文献研究センターのような存在になることを期待していた。そのため、近代的な書庫、文献陳列館、研究室のあるビルを建て、公文書を研究者に利用開放し、所蔵機関としての機能を十分発揮できるよう提言を行ったのであった。

一九六六年、王氏は「介紹日抛時期台湾総督府档案」（日本統治期台湾総督府文書の紹介）という論文をまとめ、台湾省文献会の所蔵資料である台湾総督府文書の内容を詳細に解説し、学术界に向け、この行政文書をもっと重視し、積極的に利用するよう呼びかけた。論文はつぎのような文言ではじまる。すなわち、「日本統治期の台湾総督府文書は、(中略)日本による五一年におよぶ台湾植民統治の総括記録と言える。当時の台湾の政治・経済・財政・外交・司法・軍事・衛生・教育・宗教・抗日運動等を研究する際、最も貴重な近代台湾史の一次史料ともなりうる」と強調したのである。続いて、文献会に移管された台湾総督府文書には、台湾総督府公文類纂（「永久保存」及び「一五年保存公文類纂」）・台湾総督府特殊文書・台湾総督府旧県公文類纂（以下旧県公文類纂と表記）の三種が含まれることを示した。このうち、台湾総督府公文類纂は年度ごとにまとめられ、行政上の公文書処理法により分類されているが、これは一八九五～一九四四年までの間に通算一二回の変更を経ており、元来の一九門が一三門となり、一二分類表が詳細に示されている。台湾総督府特殊文書は台湾総督府土木局・糖務局・高等林野調査委員会・臨時台湾土地調査局・進退原議公文類纂等五種であり、このうち臨時台湾土地調査局公文類纂は組織編制にしたがって区分類目が付され、旧県公文類纂は日本統治初期の台北・新

竹・台中・嘉義・台南・鳳山計六県および台東庁の行政文書で、それぞれに各県庁が作成した分類表が添付されている。当稿の最後には台湾総督府文書冊数目録をつけており、「今のところこの膨大な行政文書は文献会が借りた古い民家に保管している。史料保存上の安全と整理や研究に万全を期すため、防火・防湿・防虫等設備のある近代的な書庫と閲覧室をつくるなど、よりよい保存管理と研究促進に尽力すべきではないか」¹⁰と語気を強めて締めくくった。

当稿は台湾総督府文書の全貌を明らかにしただけでなく、各行政文書の分類状況やその変遷まで具体的に示しており、利用者が必要な資料に最短距離でたどりつくための道しるべとなった。当時の台湾は戒厳令体制下であり、日本統治期の台湾史研究は政治的にみてタブーとされていたにもかかわらず、王氏は台湾総督府文書が台湾近代史に関わる一次史料の中で最も貴重なものであると公に語り、更に、この行政文書の保存管理に万全を期するため、また、一般研究者への利用開放を目指すため、政府に、所蔵・閲覧環境を整備するよう提言したのは特に尊敬に値する。簡単に言えば王氏は時代や環境の影響を受けず、多くの人がまだ知らぬ新しい価値を示したのだが、このことから、彼の見識の高さと度胸が理解できる。

一九七〇年代前後、台湾史研究は、台湾の大学や研究機関において漸次に始められていたが、日本統治期についてはまだ着手されていなかった。この状況のなか、王氏は一九七二年九月、米国諸学会評議員会(American Council of Learned Societies)主催の学術カンファレンスに出席し、「台湾史料的調査と紹介」(台湾史料の調査と紹介)という報告をし、その原稿はのちに若干の修正を経て一九七五年に公刊された。当稿では台湾総督府文書が台湾近代史の一次史料のうち最も重要である旨再度強調し、「これらの行政文書は、日本の美濃和紙に、毛筆による手書き、あるいは蒟蒻版を利用して転写されたものである。初期の手書きの候文の中には、解読が極めて難しいものもある」と資料の様子を描写している。さらに、「こ

れらは日本統治初期の重要な統治政策、例えば、土地政策・糖業政策・重要な土木設備・植民地における人事制度などを理解するのに格好の史料である」とその特色をまとめた。旧県公文類纂については、「清末から日本統治初期の、過渡期における台湾の地方行政・警察・財政・殖産・建設などを研究する上で重要な資料である。例えば、台南県の旧慣調査・牛墟等の関連史料、台北県による、清末衙門組織・日本統治初期各地にあった秘密結社「降筆会」に関する調査書類などを含んでおり、いずれも珍しくかつ興味深いものである」と述べた¹¹。日本統治期台湾史の研究がまだ本格化していない頃、王氏は、台湾総督府文書を学術界に紹介し、文書で使われているくずし字が難解であることや、利用を志す者は一定程度の日本語能力を備えるべきこと、そして、同文書に含まれる特殊な史料で、どのようなテーマを実証的に考察できるかを具体的に示した。

台湾総督府専売局公文類纂の保存管理が文献会に移管されたあと、それらは樹林・板橋・三重などにある民家の中に放置されていた。しかし一九六三年、三重の民家に置いていたとき台風に遭い、一部が水没してしまった¹²。この年、王氏は公の場で、台湾総督府専売局公文類纂は「整理・分類・装丁されるべき」ものであり、この作業に従事する職員を増員するのが望ましいと主張した¹³。論文「台湾史料の調査と紹介」において、王氏は、専売制度が、台湾総督府にとっての主な歳入であったという背景から考え、日本の台湾統治における極めて重要なものであると示した。そして、「これらの行政文書は、日本の植民統治政策・台湾の専売制度・専売史を知るための手がかりとなりうる。特に、アヘン専売制度には植民地の特色が如実に現れている。ほかの専売品目にかかわる史料として、日本統治期すでに台湾の樟脳・酒の専売史が編まれている。しかしながら、この史料は、未だ明らかにされていないアヘン専売制度の歴史像を把握できるという意味で貴重である」と述べた¹⁴。

次に王氏は、台湾拓殖株式会社が「日本の南進政策の一翼を担った」と

いう理由から、台拓文書が「日本統治後期における植民地経済政策と、日本の東南アジアに対する経済搾取等過去の侵略行為を探究するための史料の一部である」と主張した¹⁵。一九九三年九月、台湾大学歴史学系主催の学術シンポジウム「台湾史料国際学術研討会」の席上、王氏は「台湾拓殖株式会社档案及其史料価値」（台湾拓殖株式会社文書とその史料価値）という報告を行い、台湾拓殖株式会社設立の経緯、組織とその事業の概要、台拓文書の移管と整理の経過を説明し、文書の史料価値を論じた。この中で、「台湾拓殖株式会社は台湾に本社、海外に支社・出張所・事務所等を設置していたが、この台拓文書には、それら全ての事業拠点における株主名簿・組織・人材や予算の動員、事業経営に関する調査・計画書・成果に関するあらゆる記録が含まれている。例えば、在台日本人と台湾人の動員記録、華南・海南島・南洋諸島等各拠点における人材名簿、海外各地における多くの事業計画書や事業報告書等であり、いずれも利用価値の高い史料である」と解説した¹⁶。

最後に、台拓文書とそのほかの文献資料を併せて利用し、台湾での拠点と各種の事業について考察できると説明している。王氏が具体的に示したテーマは、社有地の借地事業・開墾事業・干拓事業・農林事業・移民事業・鉱業・新高都市株式会社及びその他投資会社の事業、そして、戦後台湾拓殖株式会社解体時の財産処理などがある。あわせて、「台湾拓殖株式会社と南方共栄圏の建設」を主題に、日本占領下の華南・広東・広西、海南島、香港、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、スマトラ島、インドネシア（含むセレベス島）、ボルネオ島、ニューギニア島、オーストラリア、ミャンマー、インド島における台湾拓殖株式会社の拠点及びその事業について論じることが可能だと指摘した。王氏が述べたのは、史料を十分に運用することで、所謂「南方共栄圏」のもと、台湾拓殖株式会社の華南・南洋地域における産業開発、建設事業及びその役割について明らかにできるということであった。王氏は、「台湾拓殖株式会社は台湾

総督府主導、半官半民の会社で、おおもとのオーナーは日本政府や日本人であった。しかし会社の本拠地が台湾にあったため、多くの台湾人も会社の華南・南洋地域における各種産業開発・建設事業に動員された。このように、会社のありかたは常に台湾における官民の総力を挙げたものであった。それゆえ、太平洋戦争期の華南・南洋地域における台湾拓殖株式会社の産業開発、建設事業が日本にどのような利益をもたらしたか、太平洋戦争における役割如何、作戦との関係、そして華南・南洋地域の各政府との関係及び影響などを、台拓文書を用いて探究することは、東洋史・世界史と台湾史とを緊密に結び付け、またそれらの歴史の文脈における台湾史の重要性を認識させることにつながる。こういった意義を考えても、やはりこの史料は価値の極めて高いもので、研究機関・大学の歴史研究科と文献会が共同研究を実施するべきである。また、あわせて“台湾拓殖株式会社と南方共栄圏”を主題とした学術シンポジウムを開催してもよい。」¹⁷という非常に具体的で詳細な提言を行った。

以上からわかることは、台湾総督府専売局公文類纂、台拓文書が文献会に移管され、それらの整理作業がまだ始まっていなかった頃から、王氏は研究者の視点で公の場でこれらの史料を紹介し、近代台湾社会経済史、東アジア・東南アジア関係史研究における重要性を強調し続けた。そして、これらの史料を使ってどのような研究テーマを展開できるのか具体的に示した。さらに重要なのは、王氏が一貫して毅然とした態度をとり、さらに先を見通す力があったことである。王氏はそうした力を生かし、これらの史料の整理は団体を組織し研究計画を立てて遂行すべきであり、異なる専門領域の研究者が分担して整理と研究を進めることで大きな研究成果が期待できるとはっきり指摘した。この提言にしたがい、研究機関・大学そして文書所蔵機関である文献会が協力し、行政文書・台拓文書を十分に利用した研究がすすめられた。

中央研究院台湾史研究所籌備処が成立してすぐ、王氏は学術諮問委員と

なった。一九九四年、王氏は、それまでの台湾史研究が、客観的環境の影響を受け、研究者たちが学術的な観点を中心に自由に発揮できていないこと、それにより日本統治期の台湾史研究の題材が抗日運動と皇民化運動に偏っていることを指摘した。そのうえで、今後の台湾史研究は、これまでに蓄積のあまりない日本統治期について、より系統立てて考察を行っていくのが良いのではないかと主張した。そして今後は、中央研究院台湾史研究所籌備処を中心に、中央研究院内各研究所の台湾史研究者を集め、台湾史料を所蔵する台湾各地及び海外の大学・研究機関との共同研究・協力関係を深化していけると述べた。他方、中央研究院台湾史研究所籌備処は「文献会と提携し、台湾総督府公文類纂、台湾総統府専売局公文類纂、台湾拓殖株式会社文書等を利用し、日本統治期の台湾史研究、台湾及び台湾拓殖株式会社と東南アジアとの関係史研究を展開させられるのではないかと示した¹⁸。王氏は一般の研究者が文献会の特殊所蔵文書である日本統治期の史料群を一日も早く利用することを常に望んでいた。それゆえ、以上に挙げたように、中央研究院台湾史研究所籌備処が発足してすぐに、王氏は同処を中心に中央研究院内各研究所の研究者が集まり、文献会とも提携しつつ当会に所蔵している史料を十分に利用して、系統的に日本統治期の台湾史研究し始めることを提言した。その後、王氏の提言と協力のもと、中央研究院台湾史研究所と中山人文社会科学研究所は、文献会に台拓文書の影印本を借りることとなった。これらの研究機関では台湾拓殖株式会社の台湾本社及び海外拠点での事業と東南アジアの関係について研究が推進され、また、文献会所蔵台湾総督府専売局公文類纂の整理作業に協力した¹⁹。

このほか、王氏は、論文「台湾史料の調査と紹介」において、日本統治期の土地調査・地籍関連行政文書が台湾省地政局倉庫及び同局桃園土地改革陳列館に所蔵されており、「行政文書は約五千冊にのぼっており、それらは台湾の土地行政、土地制度、家族不動産制度、借地制度に関する重要な史料であり、文献会所蔵の土地調査文書と併せて利用した場合、史料が

ら得られる情報は更に完全なものとなる」と指摘した。日本統治期の各州が残した行政文書については「散逸を防ぐため、省と各州市の文献機関が現状を調査し、整理と保存の業務を引き継ぐべき」と述べた。各地の地政事務所所蔵の日本統治期の地籍関連行政文書については、「明治三六年の地籍査定完了後、それぞれの土地の所有者を登記している。土地の状況や所有権に異動状況については、台湾各地の地籍状況、地主及び小作人関係、家族内の財産分配制度に関する極めて有用な史料となりうる」と評価した。また、日本統治期の戸籍資料については、各郷鎮市区の戸政事務所に所蔵しているが、「戸籍記載事項は極めて詳細であり、本籍、相続、続柄、分家状況、婚姻、職業、教育状況、養子・媳婦仔²⁰・養女等を含めた養育状況、転居、犯罪履歴等が分かる。これは地域研究、特にその地域における転出入・人口・職業・社会構造・家族制度・婚姻等を知るうえで重要な手がかりとなりうる」と紹介した。各郷鎮市区の役所に残されていた行政文書は「地方史を研究する者が避けて通れない史料となり得る。しかしこれらについては整理が行き届いておらず、必要に応じて役所に出向き、ベテラン職員に問い合わせなくてはならない」と注意を促した。また、各水利会・農会の関連資料については、「前者は台湾各地の水圳（台湾の伝統的水利系統）、灌漑、土地開拓等の関連資料、後者は農村における農業金融、農作物の輸送の関連資料である。いずれも地方の水利、土地、農業、地方の金融を研究する上で必須の史料となりうる」と述べた²¹。

王氏が一九八〇年六月に発表した論文「紹介台湾総督府府報及官報」（台湾総督府府報と官報の紹介）は、日本統治期の府報と官報の発行状況、掲載内容を詳細に解説したものである。資料の特色を述べた部分では、「これらの府報と官報に掲載された情報は日本による台湾統治五〇年において、（日本）中央政府と台湾総督府が公示した行政、司法、軍事命令及び植民地台湾の経営の総括であり、台湾総督府及び所属各公署の管轄業務の報告も含まれている。これらは日本による台湾植民統治の行政・司法・軍

事制度・組織・施設等についての基本情報で、省・市・県の通史における日本統治期の部分を執筆する際になくてはならない資料である。それとともに、台湾の地域研究及び日本統治期各テーマの研究についての基本資料であり、もし台湾総督府公文類纂・県報・庁報・州報・市報などと合わせて利用することができればなおよい²²と指摘した。

一九八五年四月に王氏が発表した「日拠時期台湾官撰地方史志的探討」（日本統治期台湾における公的史誌の考察）では、漢学研究資料・同サービスセンター（今日の台湾国家図書館漢学リソースセンター）と国立中央図書館台湾分館（今日の国立台湾図書館）共催の「方志学国際研討會」（地方史学国際シンポジウム）の席上、日本統治期台湾の官庁が編んだ全台湾史誌九種、県庁史誌及び取材記録一〇種、郡市史誌八種、街庄誌一〇種、総計三七種を紹介した。最後に、その資料価値として、「日本統治期における台湾の官庁が編んだ全台湾史志、県庁志、郡市史志、街庄誌は、多くが行政文書の記録や実地調査の結果に基づいて整理・編纂されたものである。歴史観が異なるという点以外、優れた内容であると評価できる。当時、各種の専門書籍や報告書も多数出版されたが、それでも、これらの公的史誌の価値が損なわれることはない。例えば、これらの公的史誌に含まれる各時期の風俗・宗教・神明会²³、農工商業等の資料には、運用する価値が十分にある」とし、これらの公的史誌のうち、「台湾誌、台湾史料、台湾総督府陸軍幕僚歴史草案、台湾史料稿本、県庁志、台中市史、台北市政二〇年史、郡街庄誌等はいずれも貴重な地方の史料を用いており、利用価値が極めて高い²⁴と付け加えた。

つまり、王氏は、文献会に着任してまもなく台湾史料の蒐集・調査をはじめ、台湾各地に残された、日本統治期における各種文書所蔵状況や重要な公的文献の状態を把握した。しかも、各種史料・文献の内容に詳しくなり、その重要性和価値を理解した。特筆すべきは、日本統治期の台湾史研究が未だ政治的にタブーとされていた時代に、王氏は慧眼を十分に発揮

し、常に論文を発表して日本統治期の行政文書・台拓文書・文献の所蔵状況と内容を紹介し続けたことである。これらの文章ではそれぞれの資料の重要性と価値や、どんなテーマを研究できるのかまで細かく例示して説明した。一九八〇年代、日本統治期の台湾史研究が漸次に開始されてから、王氏の提言は研究者の重要な道しるべとなった。

二、貴重史料の編訳と紹介

王氏は、台湾総督府文書と基本史料の整理中、貴重なものを発見した場合は、いつも研究者のために翻訳と解題をまとめ、利用を勧めた。以下にその例を挙げる。

一九五五年、王氏は国会の衆議院・貴族院議事録のなかで、一九三〇年に台湾で勃発した霧社事件に対する日本の国会議員の質疑の内容が、台湾総督府文書におけるそれと異なっていることを発見し、台湾人による著作の引用がみられないため、「日本国会記録中の霧社事件」（日本国会記録中の霧社事件）と題して訳文にまとめ、『台湾文献』を通じて公刊した。訳文にさきだち、王氏は、「霧社事件についての台湾総督府公式の情報には虚偽のものが極めて多く、台湾の社会ではそれに疑問を呈する者が少ない。（中略）しかし、先住民の抗日運動史を述べるとき、研究者の多くが、一般にその信ぴょう性について問題があるとみなされている台湾総督府の公式発表をそのまま利用しており、先住民の抗日意図の有無や、統治者が軍事力による弾圧をおこなった疑いについては、憶測の域を出ないままであった。おそらく統治者側の状況報告は虚偽が含まれたもので、事実ばらばらに散逸している。これはまさか、意図的に作成された報告書ではあるまいか。このなかでは多くの事実が覆い隠され、読者が事実を系統立てて理解できないようになっている。（中略）残念ながら、今までの論者は、当時の台湾総督府公式の狡猾で虚偽に満ちた情報のみを把握してお

り、他方、相対的に見識が高く、かつ恥を知る同時期の内地の政壇における議論は知るよしもなかった。しかし最近筆者は、日本の第五九回帝国議会議事録のなかに、霧社事件に関する議論を少なからず見つけた。このなかに党同士の争いの文脈における言説が含まれていることは否定できないが、そうであっても、各議員はそれぞれの学識経験を以て事件の内情を露呈し、法律・政治道德の観点から極めて厳しい批判を加えた。彼らが用いた資料は豊富かつ適切で、鋭く徹底的に物事を捉えていて、台湾総督府公式の情報をただすのに十分であり、事件の真相を少なからず明らかにできるものだ。しかしこれまで、霧社事件関連史料の宝庫であるこの帝国議会議事録に注目した研究者は少ない。そのため、以下に該当箇所を訳して示し、学术界の先達に供する。」²⁵と解説を加えている。

訳文は二部構成になっている。(一)は「衆議院の部」と銘打たれ、衆議院議員浅原健三、浜田国松の質疑と国務大臣松田源治、宇垣一成の答弁の部分では、浅原が自分の調査結果によって事件の原因を六点にまとめ、簡単に言えば総督の行政職務不徹底が事件勃発の引き金になったと指摘し、ときの台湾総督石塚英蔵、拓務相松田源治の退任を要求した。また、陸軍が大規模に介入し、機関銃、飛行機、毒ガス等を用いた武力による不当な弾圧に踏み切ったこと、総督府と陸軍の間でも事件の対処に関し意見がわかれていたことを明らかにした。浜田の質疑は、霧社事件発生については内閣と拓務大臣双方に責任があり、台湾に駐在している陸軍を動員して鎮圧したのは行き過ぎた行動だったのではないかと問うたものであった。(二)は「貴族院の部」と銘打たれ、湯地幸平、川村竹治、志水小一郎、井上清純議員の質疑、並びに国務大臣幣原喜重郎、松田源治、宇垣一成の答弁を訳したものであった。このうち、湯地は、事件について自分の調査した結果と事件後の処置問題を述べ、川村は、拓務大臣の退任を要求し、武力鎮圧が合憲か否かを調査すべきと指摘し、志水は鎮圧の方法が適切であったか考察を加えるべきであることを述べ、また、官僚の責任問題を追

究した。井上は拓務大臣の責任を追究した²⁶。このような貴重な史料は、王氏によって翻訳・公刊されると、霧社事件に関する研究で続々と使われるようになった。

一九六〇年、王氏が台湾総督府公文類纂の外事類文書を整理していたおり、それらが台湾総督府と台湾駐在の各国領事館の交渉記録であること、清末において清国が列強に与えていた権益を、台湾割譲後に台湾総督府が回収したこと、一九四〇年台湾総督府外事部設置後は台湾総督府が直接各国との外交交渉するようになったことなどを発見した。台湾に関する大きな外交事務については、外務省によって各国の駐日大使館と交渉したが、台湾総督府の外事類文書は日本の外交職務の一部を示したものである。頼永祥・ト新賢・張美恵纂修『台湾省通志稿』政治志外事篇を参照し²⁷、さらに王氏自ら『台湾総督府公文類纂』、『台湾総督府府報』、『台湾総督府官報』、『官報』、緒方武威『台湾大年表』、『理蕃誌稿』、伊能嘉矩『台湾文化志』、井出季和太『台湾治績志』、芳澤謙吉『外交六十年』、『台湾事情』、『台湾経済年報』昭和一九一六～一九一八年版、台湾新生報『台湾年鑑』（一九四七年）等の資料を調べ、「日拠時期台湾外事日誌」（日本統治期台湾外事日誌）としてまとめた。これは、年月日ごとに、各国の外交担当者・宣教師・外国の会社や外国人の状況、対外交渉、外国の会社や外国人を管理する規定及びその実施状況、中国関連業務、外事課と外事部の所轄にかかわる分課規定等を事細かに記録しており、かつ、全てに注釈が付され出典が明示されている²⁸。これは日本統治期の台湾対外交渉及び対外事務の全記録であり、日本統治期の台湾対外関係史を志すのに必須の史料と言える。

王氏はまた、『明治二八年台湾総督府公文類纂』のなかに外国人記者マイヤースがまとめた台湾北部の戦況記録²⁹や、ロシア人樟脳商アミノフの口述により台湾中部における抗日戦争や治安状況を記した書簡³⁰を発見した。日清戦争当時台湾にいた西洋人が残した見聞録・報道・論著等の史料は、従来あまり見られないものであった。史料の希少性を考慮し、この当

時の台湾の状況に興味を持っている研究者のため、王氏は「外国記者和外商筆下の乙未之役」（外国記者と外国商人が記録した一八九五年台湾抗日戦争）という論文を発表し、これらの史料を訳した上で紹介した。そして文末では関連資料や論著を引用しながらこの二つの史料を分析・評論した。マイヤースの報道に関し注意に値するのは、抗日戦争で最も熾烈とされた大姑陷（今日の桃園市大溪区）の戦いに先住民も参戦していたことである。報道では、そこでの日本軍の死傷者は二、三百人とされ、三角湧（今日の新北市三峡区）の戦いでは死者二百人、負傷者八〇人とされており、日本側の公式発表はこれらの犠牲者数を大きく下回っている。マイヤースによると、日本軍はこれらの地点で大敗したのち、民間の家屋を焼き尽くし、非戦闘員の現地人を年齢性別問わず虐殺したという。しかし、日本側の公式発表ではその事実を明らかにしなかった。そして、この報道では、日本軍が台湾全土を制圧したいのであれば、少なくとも五万人という大規模の兵力が必要になるといった正確な見積もりも残っていた。そのほか劉永福率いる黒旗軍の台湾北部での抗日戦争、客家義勇軍の動向や、これと関連して義勇軍の武器弾薬の入手ルートや種類も明記されていた。更に、この戦況下、各地の富裕層が清国に逃避していく様子まで事細かに記録されており、以上の内容はほかではあまり見られないものが多いので、非常に珍しい史料というべきだろう。そして、マイヤースは、当時の日本と同じ帝国主義者の立場から、日本が兵力不足という失策によって台湾で甚大なダメージを負うことになったと批判した。アミノフの書簡については、台湾人が王爺会、国姓会等の結社を組織して日本軍に抵抗していたこと、そして、政体変更の際、地方の役人が着任し税金の取り立てをする様子、社会の混乱期における盗賊の出現と民間人に対する財産略奪行為などにも触れており、極めて利用価値の高いものだと指摘した³¹。

三、先駆的な研究・研究意義の深化

王氏は、民主化が進みつつあった一九九〇年代末、戒厳令下の台湾史研究について次のように語った。すなわち、「一九五〇～六〇年代、学術界の雰囲気は今とは異なっていた。今はどんなテーマでもタブーを顧みずに研究することができる。政府は、研究テーマに対する禁止事項を明文化したことはないが、白色テロの影がちらつく時代、多くの研究者はトラブルを避けるために、タブー或いはセンシティブなテーマに触れようとしなかった。(中略) 当時の研究は人材、資料、タイミングから言って、日本統治期の教育を受けた我々が日本統治期をテーマとすることは、日本語の史料を読むこと、史料蒐集は問題ではなかった。しかし、極めて敏感な政治状況のもとで、日本統治期であれば多くの者が抗日運動以外のテーマに触れようとせず、台湾を研究するのなら清末までしか論じないというような風潮を生み出してしまっていた」³²。このため王氏の研究テーマは清朝期台湾の社会経済史が中心で、日本統治期に関する研究は多くが戒厳令解除以後のものであった。とはいえ、これら日本統治期に関する論考はいずれも先駆的、あるいは研究意義を深化させたものばかりであり、現在でも利用価値が高い。以下に主要なものを列挙する。

清朝期台湾の隘制³³については、伊能嘉矩が少なからぬ研究を発表しているが、王氏は、これらが表面的な考察にとどまり、不足している内容が多いと考え、一九五六年に論文「台湾隘制考」を公刊、『明清史料』、清朝期台湾の「地方志」³⁴、『理蕃誌稿』、台湾旧慣調査会第一部の調査資料等を利用し、清乾隆中期から日本統治中期まで約一五〇年を考察対象とし、隘制の起源・目的・組織・軍備・経費等の沿革をまとめた³⁵。明らかに、新しい史料をふんだんに運用し歴史像を丁寧に再構築した研究となっていたことが分かる。

先に述べた通り、王氏が旧県公文類纂を紹介した際、旧台南県・台北県の行政文書にあった牛墟や秘密結社降筆会の史料等貴重で興味深いものを多く取り上げていた。清末から日本統治期の台湾農村に存在していた牛墟については、先行研究がほとんどなかったため、一九六九年に論文「清季及日抛時期南部台湾之牛墟」（清末から日本統治期までの台湾南部における牛墟）を発表、『清代碑記』、唐賛袞『台陽見聞録』、『明治三一年台湾総督府公文類纂』第一六七巻等の資料を用い、清末から日本統治初期の台湾中南部における牛の伝統市場「牛墟」の概要を論じ、清朝期台湾の「地方志」の不足を補った。当稿では、史料をふんだんに利用して歴史像の詳細な再構築を試み、日本統治初期台南県大目降（今日の新化）、湾裡街（今日の台南市南区）、樸仔腳（今日の嘉義朴子）、鉄線橋（今日の台南市新営区の南端）、塩水港（今日の台南市塩水区）、嘉義、茅港尾（今日の台南市下営区）、鳳山市（今日の高雄市鳳山区）、楠仔坑（今日の高雄市楠梓区）等における牛墟設置の申請、官庁が許可するまでのプロセス、規則・規約、開市の頻度などを分析し、清朝政府の牛墟に対する管理監督制度、日本統治初期台湾中南部における牛墟の運営概要、官庁の課税状況やその税収の運用実態を明らかにした。そのうえで、清末の台湾において、牛墟は複数の業者による共同請負制となっており、政府は牛墟に課税し、税収を旧式教育機関である義塾の運営費に充てたこと、日本統治初期の牛墟は従来と同じ方式で運営され、官庁は税収を、公学校の運営費や、衛生等地方公共事業に運用したことを明らかにした。牛墟は伝統的な農業社会において有用な仕組みであり、そのため清末から日本統治初期に至るまで、政府から適度な監督を受け、その状況下で運営側が常に仕組みの改善を図ってきたという。王氏は、この牛墟の考察にはフィールドワークが必要であり、広く資料を蒐集してその運営実態にさらに迫るべきであると指摘した³⁶。現時点で、この先駆的なテーマについては、より深い考察が待たれている。

一九五三年に李騰嶽が発表した論文「鴉片在台湾与降筆会的解煙運動」

(台湾におけるアヘンと降筆会の廃煙運動)は、降筆会(別名鸞堂)による廃煙運動の概要を述べたもので、この題材についてはさらなる考察が待たれているところであった。王氏は、台湾総督府文書を調べ、非常に多くの関連資料があることを突き止めた。そこで一九八六年に「日抛初期台湾之降筆会与戒煙運動」(日本統治初期台湾の降筆会と廃煙運動)を発表、『台湾総督府旧県公文類纂』、『台湾総督府公文類纂』、『台湾慣習記事』、井出季和太『台湾治績志』、『覚悟選新』等基本資料を利用し、降筆会の台湾での展開や分布、活動状況、各地降筆会の組織や規約、財源などを明らかにした上で、降筆会による廃煙反日運動の展開、ならびにこれに対する台湾総督府の偵察行動や取り締まり状況について論じた。ここでは、台湾のインテリ層はアヘンが人体に悪影響を与えること、台湾総督府がそれでもアヘンの専売制度を実施していることを鑑み、各地で降筆会を組織して廃煙反日運動をおこした。これは人々そして社会全体がアヘンを拒絶し、健康維持に取り組み、社会の習慣を刷新するために極めて有益な動きであった。その結果台湾総督府はアヘン専売において大きな損失を被ることとなり、降筆会に対し取り締まりをはじめ、閉鎖を命じた³⁷。当稿では、日本統治初期の台湾人インテリ層が宗教組織を通じて廃煙運動を起し、日本の台湾アヘン政策に反対の意向を示したことを詳細に論じた。そのうえで、降筆会による廃煙運動の経緯とその歴史的意義を明らかにし、これまで一般には知られていなかった史実理解の不足を補った。

日本統治初期の台湾総督府の漢民族・先住民双方に対する政策は異なっていた。それを鑑み、王氏は一九八七年に論文「日抛初期台湾撫墾署始末」(日本統治初期台湾における撫墾署の顛末)を発表した。ここでは『台湾総督府公文類纂』、『理蕃志稿』等史料を運用し、一八九六～一八九八年、台湾総督府が清末の旧制度を応用した撫墾制度をしき、先住民や彼らの居住地域を管理下におさめた様子を明らかにした。具体的には、台湾総督府が主な山地に一一の官庁「撫墾署」を設置し職員を配置して行政職務を展

開したこと、撫墾署官制の内容や変遷、職務にかかわる規則、そしてこの間の重要な業績などを詳細に説明した。日本統治初期の撫墾署は、清末の撫墾局を引き継いだ過渡期的な行政形態であり、先住民に対し懐柔的な態度をとることによって彼らを管理下に置く方針を採った。おそらくこの背景には、先住民の対処ではなく、同時期に台湾各地で起こっていた抗日ゲリラの対処に兵や警察を集中させる意図があったと考えられる。撫墾制度は二年ほどしか続かなかったが、一定の効果を挙げた。当初、統治者は先住民のことばの学習と彼らの居住地域の状況を理解することに尽力しており、撫墾署設置一年後、日本人の職員は既に各先住民のことばに通じるようになっていたため、それまでいた漢民族の通訳を廃止して日本人を通訳に充てた。そして各先住民のことばの手引書「番語集」を編纂し、それをその後の統治や先住民調査の基礎とした。山地資源の開拓状況を見ると、最も重視されたのは樟腦の製造であり、清末から存在した樟腦業者に対し製造を許可するほか、日本人も山奥の先住民居住地域に分け入り樟腦製造を始めた。それゆえ、政権の交代時期にあっても、樟腦の輸出は中断しなかった。林野の開墾については、清末からいた既存の業者の開墾を許可し、新しい業者の参入申請も許した。先住民教育については、台湾総督府はなるべく懐柔的な態度をとったが、効果を挙げるができなかった。先住民もまだ日本人の統治に対して警戒心が強く、各地で抗日の動きがおこった³⁸。当稿は台湾総督府の先住民政策に関する先駆的な研究であり、その後の関連研究はこれを基礎に発展していった。

王氏は、清末における台湾一の富豪板橋林家の台湾割譲前後の動きを明らかにするため、一九八七年に論文「林本源家之租館和武備与乙未抗日」（林本源家族の租館及び武備と一八九五年抗日戦争）を公表、『台湾総督府公文類纂』、『台湾旧慣制度調査一斑』、台湾総督府民政支部編『台北県下農業経済調査書』、『台北庁志』、『板橋街志』、『板橋林本源家伝』、『清徳宗実録選輯』、『光緒朝東華統録選輯』、『清文宗実録選輯』、『劉壯肅

公奏議』等の一次史料や関連研究を用い、板橋林家の北部台湾における土地開拓・開墾事業や租館設置の状況、林家と地方における異なるエスニックグループ同士の武装衝突、ならびに林家と抗日戦争の関係を論じた。ここでは、日本統治初期における林本源家の田園、山林、資産などの全体像については、田園は約五,三〇〇ヘクタール或いは約一七,五〇〇ヘクタール、租館二一棟等いくつかの見解が存在しており、正確なデータを把握することが難しいことを指摘した。そして、清末の林家は台北における異なるエスニックグループ同士の武装衝突に介入し、団練（地方の武装自衛団）を組織し、撫墾を展開していたため、武器を所有し傭兵を雇っていた。これらは自衛のために板橋林家邸宅と各地の租館に保管・配置していた。一八九五年抗日戦争の際には、こうした林家の軍備によって今日の恒春や高雄を守ることができたという。当主であった林維源は対岸の清国へ亡命したが、巨額の軍資金を台湾北部の抗日軍に寄付し、林家所属の傭兵は抗日戦争に参戦した。しかし、日本軍が台北に入城すると、林家の執事は台湾総督府に対し、しばらくの間林家邸宅とその租館に軍備を保管させ傭兵も配置させたままにしてほしい旨上申した³⁹。つまり、当稿では行政文書や私文書及び関連研究を広く蒐集して利用し、清末の林家が台湾一の富豪となる過程を説明し、林家と地方社会・官庁との関係を明らかにし、一八九五年抗日戦争に林家がどう対処したかを論じたことで、一八九五年抗日戦争関連先行研究の不足を補った。

一八九五年台湾割譲時の抗日戦争についていえば、関連研究は少なくない。しかし、割譲の際の、日本による駐台清国文武官・兵士移送措置には触れられていなかった。そこで、王氏は一九八八年に論文「乙未割台与日本遣送清文武官兵始末」（一八九五年台湾割譲と日本による清国文武官・兵士移送措置の顛末）を発表、『台湾総督府公文類纂』、『秘書類纂』、『陸軍幕僚歴史草案』、『台湾史料稿本』、『清季外交史料（光緒朝）』、『光緒朝月摺檔』、思痛子『台海思慟録』、俞明震『台湾八日記』、呉徳功『讓台記』、

洪棄生『瀛海偕亡記』、姚錫光『東方兵事紀略』等史料と関連研究を用い、下関条約に拠る日本と清国の間での駐台清国文武官・兵士への対処、割讓前の台湾における軍備及び部署、駐台清国文武官・兵士の引き揚げ及び日本による清国兵移送の経過などをあきらかにした。台湾における政体変更の際、宜蘭県・台東県直轄州以外、各県庁と軍事機関は行政移管を実施しておらず、多くの文武官・兵士は日本による移送を待たずすぐに清国へ戻っていった。軍隊はその大部分である約一三、〇〇〇人が武装解除され清国へ移送されたという⁴⁰。当稿では、台湾における清国文武官や兵士の移送問題について極めて詳細に叙述し、先行研究の不足を補った。

一九一四年末から樹林同風会が生活風俗改善運動を展開したのち、各地でも様々な教化団体が組織され、同様の運動を推進し、台湾社会に大きな変革の波をもたらした。王氏はこのことを鑑み、一九九一年に論文「皇民化運動前的台湾社会生活之改善運動：以海山地区為例」（皇民化運動前における台湾社会生活の改善運動：海山地区を例として）を発表、『台湾総督府府報』、『台北州報』、『台北州社会教育概覧』、台北州聯合同風会『同風会概覧』、『海山郡部落振興会指導委員会概要』、『鶯歌郷土誌』、張福寿『樹林郷土誌』（謄写版）、『中和庄誌』、『三峽庄誌』、『板橋街誌』等基本資料を調べ、一九一四～一九三七年海山地区の教化団体による生活風俗改善運動の段階的発展プロセスの概要や、運動が推進した具体的項目、成果及び社会の変化等を論じ、一七種の詳細な統計表を作成した。ここでは、教化団体による運動の発展プロセスが四段階に分けられること、運動により社会形態、環境、村落の景観に変化をもたらされたこと、個人・公共環境における衛生面の改善、住民による近代的知識の吸収などを指摘し、生活は合理化・近代化の趨勢をたどり始めていたことが分かった。このような結果からみれば、地域規模の生活風俗改善により、この地区ではのちの皇民化運動展開のための素地がすでにできあがっていたことが分かった。当然、漢民族の伝統的な習俗はこのとき悪影響を受けた⁴¹。当稿は、府報、

州報に記載された日々の詳細な動向記録、街庄誌、郷土史誌を十分に活用し、論述は極めて詳細で、客観性・合理性を帯びており、日本統治期の台湾地域社会における社会教化研究のひな型となり、関連地域研究の着手に影響を与えたと言える。

特に注目に値するのは、一九九〇年代初頭、王氏が台拓文書を紹介したのち、大学院生による関連論文が増え始めたことである⁴²。上述の通り、王氏は当時中央研究院中山人文社会科学研究所兼任研究員・同台湾史研究所籌備処學術諮詢委員のポストに就いており、彼の提言と協力のもと、ふたつの研究所が文献会に対し台拓文書の影印本を借りることとなった関係で、これらの研究機関において台湾拓殖株式会社の事業と東南アジアの関係を明らかにするための研究が進められた。王氏の指示のもと、ふたつの研究所所属の張炎憲、鍾淑敏、Justin Adam Schneider、朱徳蘭、林玉茹等が相次いで史料を利用し研究成果を発表した。二〇〇一年一月二七、二八日、中央研究院中山人文社会科学研究所主催の学術シンポジウム「台湾資本主義発展学術研討会」で報告された一二篇の論文中、王世慶「台湾拓殖株式会社之土地投資与経営—以総督府出資之社有地為中心」、張炎憲・范雅慧「台湾拓殖株式会社の工礦投資事業」、劉序楓「台湾総督府対華南調査活動初探—以対福建之調査為中心」、周婉窈「從“南方調査”到“南方共榮圈”：以台湾拓殖株式会社が法属中南半島の開發為例」、朱徳蘭「台湾拓殖株式会社が広東の經濟擴張活動(一九三八～一九四五)」、鍾淑敏「台湾総督府与南進：以台拓在海南島為中心」など半数までが台湾拓殖株式会社関連のものであった。その後これらの論文は『台湾拓殖株式会社档案論文集』として編まれ、二〇〇八年に国史館台湾文献館から出版された。これは台拓文書を利用し、ある程度の規模を有する共同研究の成果としてはじめてのものであった。このうち王氏の論文「台湾拓殖株式会社之土地投資与経営：以総督府出資之社有地為中心」（台湾拓殖株式会社の土地投資と経営：総督府出資による社有地を中心に）では、一九四二年、戦争と

いう状況に合わせて台湾拓殖株式会社は大幅に増資したが、このうち台湾総督府が出資した社有地により、経営基盤をより強固なものできたと指摘した。社有地の経営管理や利用は台湾拓殖株式会社各種事業の根幹となり、その経営管理と台湾総督府の拓殖・農業政策が密接なつながりを持つようになった。会社創立から二、三年の間、社有地は主な営業収入源であり、全営業利益の五二～九〇%を占めていた。その後年を追うごとに利益は減少していったが、それでも台湾拓殖株式会社の経営にとって、社有地は常に重要な地位にあった。当稿では、台湾拓殖株式会社がどのように収益を得ていたのか、具体的な状況を明らかにした⁴³。

以上のように、王氏が執筆したのは、先駆的、あるいは、従来の先行研究の不足を補うという特色を持った論文ばかりであった。王氏は日本語に精通しており、日本統治期の資料や関連論著に詳しく、執筆した論文は的確に史料を引用し、多面的な考察を心掛け、理路整然且つ極めて詳細に叙述しており、説得力に富んでいた。その研究成果は、のちの研究にとって貴重な手がかりとなり、後進の研究者たちが広く参考にし、引用も相次いだ。ご子息の王孟亮氏が、「(父の)論文は詳細なものであり、内容の正確さを追い求めたものであった」⁴⁴と指摘しているが、これはまさに王氏の研究の最大の特徴であった。

おわりに

総括して言えば、王世慶氏は長期にわたり、台湾総督府公文類纂、台湾総督府特殊文書、台湾総督府旧県公文類纂、台湾総督府専売局公文類纂、台湾拓殖株式会社文書等各種文書の整理に携わり、これらが台湾近代史関連資料の中で最も貴重な一次史料だと感じてきた。そして、戒厳令下の台湾にあって、政府に対し、設備の整った文献資料館をつくり閲覧室を併設し、台湾省文献会を台湾文献研究センターとすべきである旨、おりに触れ

て主張し続けた。

また、王氏はこれらの貴重な一次史料を紹介し、公文書と公的文献資料の重要性や価値を強調し、どのようなテーマを論じたらよいか提示し続けた。同時に、珍しい史料の編訳と解題を行い、研究者の便宜をはかった。そして、王氏は自ら公文書や私文書を使い、先駆的研究、あるいは、研究意義を深化させ、参考価値の高い研究を行った。さらに、若手研究者を指導し、日本統治期の台湾史研究に携わることや、共同研究への参加を勧め続けた。王氏はこのような動きにより、日本統治期の台湾史研究に着手し、展開させていく役割を担ったと言える。王氏の著作は、今日に至るまで、日本統治期の台湾史研究における重要な先行研究としての地位を保ち続けている。

注

- 1 「王世慶先生著作目録」『台湾風物』第六一卷第二期、二〇一一年六月、一二四～一三九頁。
- 2 吳三連奨基金会ホームページ：<http://www.wusanlien.org.tw/02awards/02winners/02winners25/e02/> 二〇二二年一月二五日閲覧。
- 3 「王世慶先生記念座談会記録：温振華教授発言」『台湾風物』第六一卷第二期、二〇一一年六月、五九頁。
- 4 中央研究院台湾史研究所公式ホームページ：
https://www.ith.sinica.edu.tw/academic_look.php?l=c&no=2&id=239&page=3&ps=200 (二〇二二年一月二六日閲覧)
- 5 詳細は褚填正「王世慶与台湾拓殖株式会社の研究及発展」『台湾文献』第六三卷第四期、二〇一二年一二月、一六六～二〇五頁を参照。
- 6 詳細は「王世慶先生記念座談会記録：呉文星教授発言」『台湾風物』第六一卷第二期、八五～八八頁を参照。
- 7 「探訪員」は資料の調査蒐集担当職員を指す。
- 8 詳細は許雪姬・劉素芬・莊樹華聞き取り『王世慶先生訪問記録』、中央研究院近代史研究所、二〇〇三年、一〇七～一一六、一三二～一三九頁を参照。
- 9 詳細は王世慶「文献資料の整理和保存」『台湾史料論文集』上冊、稻香出版社、

二〇〇四年、一四三～一五五頁を参照。

- 10 詳細は王世慶「介紹日抛時期台湾総督府档案」『台湾文献』第一七卷第四期、一九六六年一二月、一五七～一九二頁を参照。
- 11 王世慶「台湾史料的調査与紹介」『台湾風物』第二五卷第四期、一九七五年一二月、一四～一六頁。
- 12 王世慶「六十年來台湾総督府公文類纂の保管、整理、編訳、運用和研究」『台湾文献』第六〇卷第一期、五四一頁。
- 13 王世慶「文献資料の整理和保存」『台湾史料論文集』上冊、一五三頁。
- 14 王世慶「台湾史料的調査与紹介」『台湾風物』第二五卷第四期、一六～一七頁。
- 15 王世慶「台湾史料的調査与紹介」『台湾風物』第二五卷第四期、一七頁。
- 16 王世慶「台湾拓殖株式会社档案及其史料価値」『台湾史料論文集』上冊、一三五頁。
- 17 王世慶「台湾拓殖株式会社档案及其史料価値」『台湾史料論文集』上冊、一三五～一三六頁。
- 18 王世慶「台湾史研究的回顧与展望」『台湾史研究』第一卷第一期、一九九四年六月、一七～一八頁。
- 19 許雪姬・劉素芬・莊樹華聞き取り『王世慶先生訪問記録』、一四〇頁。
- 20 「媳婦仔」は将来息子の嫁にするために引き取られた女兒を指す。「童養媳」とも言う。
- 21 王世慶「台湾史料的調査与紹介」『台湾風物』第二五卷第四期、一九七五年一二月、一七～一九頁。
- 22 詳細は王世慶「介紹台湾総督府府報及官報」『台湾史田野研究通訊』第一五期、一九八〇年六月、四四～四八頁を参照。
- 23 神明会は台湾の民間信仰の世界において、同一の信仰を持つ者により構成される宗教祭祀組織である。
- 24 詳細は王世慶「日抛時期台湾官撰地方史志的探討」『台湾史料論文集』下冊、稻香出版社、二〇〇四年、二〇三～二四四頁を参照。
- 25 王世慶「日本国会記録中の霧社事変」『台湾文献』第六卷第三期、一九五五年九月、一〇五頁。
- 26 詳細は王世慶「日本国会記録中の霧社事変」『台湾文献』第六卷第三期、一九五五年九月、一〇五～一三〇頁を参照。
- 27 頼永祥・卜新賢・張美惠纂修『台湾省通志稿』政治志外事篇卷三、台湾省文献委員会、一九六〇年、二四七～二八四頁。
- 28 詳細は王世慶「日抛時期台湾外事日誌」(一)(二)『台湾文献』第一一卷第二

- 期・第一二卷第二期、一九六〇年六月・一九六一年六月、二三七～二五四・一〇六～一二〇頁を参照。
- 29 「マキヤース通信台湾戦況及探偵林玉銓ノ報告」、『明治二八年台湾総督府公文類纂』第二二卷、第一〇文書、簿冊番号〇〇一一五、国史館台湾文献館所蔵。
- 30 「東勢角暴徒防禦狀況アミノフヨリオーリー宛書簡訳」、『明治二八年台湾総督府公文類纂』第二二卷、第一一文書、簿冊番号〇〇〇三三、国史館台湾文献館所蔵。
- 31 詳細は王世慶「外国記者和外商筆下の乙未之役」『台湾風物』第三九卷第二期、一九八九年六月、八一～九三頁を参照。
- 32 許雪姬・劉素芬・莊樹華聞き取り『王世慶先生訪問記録』、一一二頁。
- 33 隘制とは、清朝統治期の台湾において漢民族と先住民それぞれの居住区域の境界線に警備・防衛の拠点を配置した制度を指す。
- 34 地方志とは、中国各地の地理・歴史・人物・自然・産業等をまとめた書籍を指す。
- 35 詳細は王世慶「台湾隘制考」『台湾文献』第七卷第三・四期（合併）、一九五六年一二月、七～二五頁。
- 36 詳細は王世慶「清季及日拠時期南部台湾之牛墟」『台湾文献』第二〇卷第四期、一九六九年一二月、三四～五二頁を参照。
- 37 詳細は王世慶「日拠初期台湾之降筆会与戒烟運動」『台湾文献』第三七卷第四期、一九八六年一二月、一一一～一五一頁を参照。
- 38 詳細は王世慶「日拠初期台湾撫墾署始末」『台湾文献』第三八卷第一期、一九八七年三月、二〇三～二四三頁を参照。
- 39 詳細は王世慶「林本源家之租館和武備与乙未抗日」『台湾文献』第三八卷第四期、一九八七年一二月、三五～四八頁を参照。
- 40 詳細は王世慶「乙未割台与日本遣送清文武官兵始末」『台湾風物』第三八卷第二期、一九八八年六月、一～三二頁を参照。
- 41 詳細は王世慶「皇民化運動前的台湾社会生活改善運動：以海山地区為例」『思与言』第二九卷第四期、一九九一年一二月、五～六三頁を参照。
- 42 台湾拓殖株式会社を題材とした学位論文は以下の通り：林孟欣「台湾総督府対岸政策的の一環：福大公司対閩粵の経済侵略」、成功大学歴史学研究所修士論文、一九九四年六月、游重義「台湾拓殖株式会社之成立及其前期組織之研究」、台湾師範大学歴史学研究所修士論文、一九九七年七月、張静宜「台湾拓殖株式会社之研究」、中央大学歴史学研究所修士論文、一九九七年六月、張填正「戦時「台拓」的嘉義化学工場之研究（一九三八～一九四五）」、中正大学歴史学研

究所修士論文、二〇〇〇年七月、張静宜「台湾拓殖株式会社与日本軍国主義」、成功大学歴史学研究所博士論文、二〇〇三年七月。

- 43 詳細は褚埴正「王世慶与台湾拓殖株式会社的研究及發展」『台湾文献』第六三卷第四期、二〇一一年一二月、一七六～一九一頁を参照。
- 44 王孟亮「家父、歴史与我」『台湾文献』第六一卷第一期、二〇一一年四月、三七頁。